

戸次本町の空き店舗への出店をサポートします！



大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金

補助限度額 **最大100万円** (補助率 1/2)

補助対象経費 店舗内外の改装に係る経費・備品購入費及び広告料

補助対象事業 空き店舗等を活用し、直接客が来店する店舗を出店することで、戸次本町地区の活性化及びにぎわいの創出に寄与すると認められる事業

まずは事前にご相談ください！補助金交付決定前の事前着工は対象外になります

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ

大分市 都市計画部 まちなみ整備課

TEL:097-537-5637 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市戸次本町地区空き店舗等活用支援事業補助金

補助対象経費

店舗内外の改装に係る経費・備品購入費及び広告料
(ただし、改装に係る経費が補助対象経費の総額の1/2以上であること)

補助限度額

最大100万円 (補助率 1/2)

補助対象地区

戸次本町まちづくり協定(※1)区域
(右図に示す区域)



補助対象事業

空き店舗等を活用し、直接客が来店する店舗を出店することで
戸次本町地区の活性化及びにぎわいの創出に寄与すると認められる事業

補助対象者

戸次本町まちづくり協定書の締結者が所有する空き店舗を賃借し、新規に出店する法人、または個人
(事業の拡大(補助対象地区内における複数店舗の出店、または店舗面積の増加を伴う移転等)を行う場合も対象とする)

補助要件

- 午前10時～午後2時までに於いて2時間以上営業を行い、かつ週5日以上営業を行うこと
- 戸次本町まちづくり協定書を締結すること
- 戸次本町街づくり推進協議会(※2)の活動に積極的に参加、または協力すること
- 屋外広告物については、自家用とし、歴史的景観との調和に配慮したものとする
- 道路等より眺めることが可能な店舗前の設置物についても、歴史的景観との調和に配慮したものとする
- 店舗の外観や看板等については、関係法令を遵守すること
- 空き店舗等の所有者と補助事業者が同一人物ではないこと
- 空き店舗等の所有者と補助対象者が2親等以内の親族、または法人及びその役員ではないこと

提出書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 市区町村税完納証明書その他市区町村税の滞納がないことを証する書類
- 誓約書
- 本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)
- 賃貸借契約書等の写し
- 改装承諾書の写し(賃貸借契約書で改装の承諾が確認できる場合は除く)
- 改修工事等の見積書の写し
- 改修工事等の内容が確認できる図面(位置図・現況図・完成予想図など)
- 現況写真等(全景及び改修工事等の実施箇所写真及び当該写真の撮影箇所を示した図面)
- 戸次本町まちづくり協定合意書
- その他市長が必要と認める書類

まずは事前にご相談ください！補助金交付決定前の事前着工は対象外になります

中小企業診断士に無料で経営相談ができます(交付決定後1年間1度限り)

(※1) 戸次本町まちづくり協定: 在町の景観を残している戸次本町を後世に引き継ぐため、建築物及びその他の工作物に関する事項等協定し、併せて住環境の整備を図ることを目的とする協定

(※2) 戸次本町街づくり推進協議会: まちづくり協定の締結をはじめ、定例会の開催や「町なみ瓦版」の発行、地区内の清掃活動などを行い、住民の連帯による様々なまちづくり活動を行っている団体

お問い合わせ

大分市 都市計画部 まちなみ整備課

☎097-537-5637